

# ○姫路大学教育学部教務委員会規程

(目的)

**第1条** 姫路大学教育学部教授会運営に関する規程第12条に基づき、教育学部の教務に関する事項について協議するため、教育学部教務委員会（以下「教務委員会」という。）を置き、その運営について定める。

(協議事項)

**第2条** 教務委員会は、次の事項を協議し、その実施にあたる。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 授業科目および講義要目に関する事項
- (3) 授業・試験の時間割に関する事項
- (4) 科目等履修生、委託生、外国人留学生および特別聴講生に関する事項
- (5) 卒業判定に関する事項
- (6) その他、教務に関する事項

(組織)

**第3条** 教務委員会は、教務委員長（以下「委員長」という。）および若干名の委員により構成する。

(任期)

**第4条** 委員の任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。

- 2 任期中の委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

**第5条** 委員長は、学部長の推薦により、学長が委嘱する。

- 2 委員長は、会務を総理し、教務委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する者が、その職務を代行する。

(招集および議長)

**第6条** 教務委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 教務委員会は、原則として毎月1回定例会議を開くものとする。
- 3 教務委員会の招集にあたっては、開催の日時・場所および議題を各委員にあらかじめ通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(定足数)

**第7条** 教務委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、その議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

**第8条** 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くこと

ができる。ただし、議決には加えない。

(専門部会)

**第9条** 教務委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営について必要な事項は、教務委員会が定める。

(議事録)

**第10条** 教務委員会の議事は、議事録に記載する。

(協議結果の報告)

**第11条** 委員長は、協議した結果を学部長に報告し、教授会において提案・報告するものとする。

(庶務)

**第12条** 教務委員会の庶務は、原則として教学部において所掌する。

(補則)

**第13条** この規程に定めるものの他、運営に関して必要な事項は、教務委員会が定める。

## 附 則

- 1 この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 3 この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。